

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与額 (注2)	署名日 署名地 (署名印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
シエラレオネ	カセビダ地方給水整備計画のための贈与に関する日本国政府とシエラレオネ共和国政府との間の交換公文	カセビダ地方給水整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	805,000千円 H26.10.31まで	H23.120 フリータ ウンデ (同日)	日本側 片上慶一在シエラ レオネ大使側 ジョセフ ・バンダアラ・ダウダ外 務・国際協力大臣	H23.2.2 18号
シエラレオネ	シエラレオネ共和国政府に対す る贈与に関する日本国政府とシ エラレオネ共和国政府との間の 交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 の贈与	900,000千円 -----	H23.3.10 アクラ (ガーナ) で (同日)	日本側 片上慶一在シエラ レオネ大使 (ガーナにて 兼轄) シエラレオネ側 オスマン ・F・ヤンサニ在ガー ナ シエラレオネ高等弁 務官	H23.3.28 106号
シエラレオネ	食糧援助に関する日本国政府と シエラレオネ共和国政府との間 の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食 糧援助のための生産物及び役務の購入	250,000千円 H24.3.31まで	H23.12.8 アクラ (ガーナ) で (同日)	日本側 二階南人在シエラ レオネ大使 (ガーナにて 兼轄) シエラレオネ側 オスマン ・F・ヤンサニ在ガー ナ シエラレオネ高等弁 務官	H23.12.21 405号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。